

生徒指導部

1 学校生活についての一般心得

1 校内生活

- (1) 生徒は始業(8:40)5分前までに登校し、終礼後、用のない者はすみやかに下校すること。
- (2) 登下校の途上においては、交通道德に反しないように注意しなければならない。
- (3) 遅刻した生徒は、理由にかかわらず入室許可を受けてから入室する。
 - ① 職員室前で入室許可証に記入し教頭の許可を受け、速やかに授業に参加する。教頭が不在の場合は、他の先生の許可を受けること
 - ② 次の休み時間までに速やかに担任(副担任)まで入室許可証を提出する。
- (4) 登校日は当日の授業終了までに校外に出てはならない。やむを得ず一時外出する場合は、学級担任に届け出て外出許可証を携行しなければならない。
- (5) 校内放送をしようとする場合、及び校内にポスター・ビラ等を掲示、配布しようとする場合は、係職員に必ず届け出て許可を得ること。
- (6) 学校生活に必要なもの以外は持ち込んではならない。
- (7) 所持品全部について氏名を記入すること。不要な現金や貴重品は学校に持参しないこと。
- (8) 現金や貴重品は個人で管理し、必要に応じて職員に預けること。
- (9) 所持品をなくしたときは、学級担任及び職員週番に届け出ること。
- (10) 遺失物を見つけた生徒は、直ちに職員週番に届け出ること。
- (11) 携帯電話・スマートフォンは以下の条件を満たし、許可証・誓約書を提出したものに持ち込みを許可する。

【許可条件】

- ① フィルタリング設定済みであること。(青少年健全育成の観点から)
- ② アフター10運動を厳守すること。(学業と健康を優先し進路実現と保健指導の観点から)
- ③ 家庭内ルールの設定と保護者の見届け。(家族の絆を大切にすることの観点から)

【誓約事項】

- ① 私は、校外で電源を切りカバンの中に入れて保管し、敷地内では一切使用しないこと、所持しない事を誓います。
- ② 私は、アフター10運動並びに家庭内ルールを遵守し、学業を優先し、基本的生活習慣の確立に努めます。
- ③ 私は、ネットモラルを遵守し、自分の情報に責任を持ち、人を傷つけるような表現や書き込み、無断で他人を撮影しその写真を公表することなどはしません。
- ④ 私は、登下校の移動時において、公共の場所でのマナーを守るとともに、交通安全・防犯の観点から「ながらスマホ」は絶対にしません。
- ⑤ 私は、許可条件を遵守し、誓約事項に反した場合は、学校の指導に従います。
携帯電話・スマートフォンは敷地内使用禁止とする。登校したら電源を切り、カバンの中に入れておく。登校してから下校するまでは一切使用(所持)禁止とする。守れない場合は、許可取り消し・預かりなどの指導対象となる。

※ 学校行事なども使用禁止。

2 校外生活

- (1) 夜間外出及び外泊は禁止する。夜間とは・・・午後10時から翌日の午前5時までの間をいう
- (2) 外出時は、生徒身分証明カードを携行すること。
- (3) 交通法規・交通道德を遵守し、絶対に交通事故を起こさないように注意すること。
- (4) 自動二輪車、原付の免許取得は原則として認めない。
- (5) 自転車通学を希望する者は許可を得ること。詳しくは別途これを定める。また、自転車運転については、通学に限らず常に交通法規を遵守すること。
- (6) 生徒間の交際は、相互の理解と思いやりを基に清純明朗であるとともに、公共のマナーを遵守したものでなければならない。

2 服装・容儀等についての規定

1 服装規定

制服は学校指定のものとし、常に質素端正に保ち、いたずらに華美に流れ、流行を追ってはならない。礼儀と品性を保つために、以下の表の通りとする。

男子

	冬 服	夏 服	中 間 服
1	男子ブレザー		
2	冬長袖カッターシャツ	夏半袖シャツ	冬長袖カッターシャツ
3	ネクタイ		ネクタイ
4	(ニットベストまたはニットセーター)		(ニットベストまたはニットセーター)
5	冬スラックス	夏男子スラックス	冬スラックス
6	ベルト(茶または黒色系統)		
7	靴下は無地またはワンポイントマークの白・黒・紺色とし、くるぶしが完全に隠れていること。スニーカーソックスは禁止する。		

※ スラックスを腰ばきはしない。

女子

	冬 服	夏 服	中 間 服
1	女子ブレザー		
2	冬長袖ブラウス	夏セーラー(半袖または長袖)	冬長袖ブラウス
3	リボン		リボン
4	ニットベスト(またはニットセーター)		ニットベスト(またはニットセーター)
5	冬スカート(スラックス)	夏スカート(スラックス)	冬スカート(スラックス)
6	靴下は無地またはワンポイントマークの白・黒・紺色とし、くるぶしが完全に隠れていること。スニーカーソックスは禁止する。ただし、冬服着用ときは黒のタイツを着用しても良い。		

※ スカート丈は、ひざの中間より短くしない。

2 制服の更衣期間について

更衣期間は設定しない。気候等に応じて、冬服・夏服・中間服を着用すること。ただし、それぞれの制服を正しく着用すること。

3 異装許可について

「服装規定」以外のものを着用するときには、担任に申し出て許可を得ることとする。

4 防寒着について

- (1) 防寒の機能があるもの。
- (2) 制服に合うもの。
- (3) 原則登下校のみの着用とし、脱靴場にて着脱を行うようにする。

5 校外での制服着用について

校外で制服を着用する場合も、必ず「1 服装規定」を守ること。

6 頭髪等に関する規定

髪型は、以下に記すとおりとする。

男子

- (1) 前髪は目にかからない程度とする。
- (2) もみあげは耳の下までとする。
- (3) 横は、耳にかからない程度とする。
- (4) 後ろ髪は襟の中間までとする。
- (5) 染色・パーマ・剃り込み・脱色などの技巧をしない。

女子

- (1) 前髪は目にかからない程度とする。
- (2) 後ろ髪は肩にかかる程度とし、それ以上の長さの者は、一つ、あるいは二つにくくる。
ゴムまたはリボンは黒・紺・茶系とする。
- (3) 髪留めは目立たないものとする。
- (4) 染色・パーマ・脱色などの技巧をしない。
※ 化粧・アイプチ・カラーコンタクト・エクステ等は禁止です。

7 履物について

- (1) 男女とも黒の革靴か、白または黒を基調とする運動靴とする。
- (2) 上履きは、本校指定のスリッパとする。

8 カバンおよび補助バッグについて

- (1) カバンは学校指定のものとする。
- (2) 補助バッグは、派手でないものとする。

9 タブレットの取り扱いについて

- (1) タブレットの使用に関しては、教科書などの教材と同じような扱いとされることから、休み時間や放課後も使用可能とする。ただし、学習に関係することのみ使用可能とする。
- (2) 学習以外の使用を発見した場合は、指導の対象となる。

3 自転車通学について

- (1) 自転車の通学を希望するものは、学校所定の自転車通学許可願を申請し、担任・係・校長の許可を得るものとする。
- (2) 許可条件を次のように定める
 - ① 自転車通学の許可を認めるのは以下の条件の者とする。
 - ・原則として自宅から学校までの通学距離が1km以上ある者。
 - ・自宅～バス停間、自宅～鴨池港間、垂水港～学校間の移動手段として自転車を使用する者。
 - ・自宅から学校までの通学距離が1km未満で、部活動等により特別の事情のある者は別途審議し許可する。ただし、特別許可が認められた者が、部活動を退部・引退をしたなど特別許可の条件に適合しなくなった場合、通学許可を取り消す。
 - ② 完全に整備され、県の防犯登録をした自転車であること。(道路交通法に定められた自転車)
 - ③ 学校が発行した許可ナンバーを示したステッカーを、後方から見える位置に貼付すること。(車体後部の泥除け)
 - ④ 登下校時は必ず制服・ヘルメットを着用すること。
 - ⑤ 雨天時は雨具(カッパあるいはアノラック)を着用すること。傘の使用は認められない。
 - ⑥ 許可有効期間は申請年度中とする。
 - ⑦ 自転車通学許可願申請の際に、自転車は業者による点検整備を受け、完全に整備された自転車であることを確認されねばならない。
 - ⑧ 通学に関する諸注意を遵守すること。
 - ⑨ 自転車保険に加入すること。
- (3) 通学に関する諸注意
 - ① 二人乗り、夜間無灯火、並進、傘さし運転、携帯電話を利用しながらの運転などをしないこと。
 - ② 雨具は雨天時に目立ちやすい黄・赤色などの色彩でよい。
 - ③ 地域的諸条件による桜島の降灰時など、雨具を適切に利用してよい。

4 アルバイト許可について

- (1) アルバイトは、原則として長期休業中及び休業日のみ許可する。
※長期休業中とは夏季休業中・冬期休業中・春季休業中、休業日とは土曜日・日曜日・祝日である。
 - (2) アルバイトは、原則1年次の夏季休業中から許可する。
 - (3) 高校生としての本分である学業や基本的生活習慣(服装・遅刻)に問題がない。
※各学期末の成績において欠点を有するものは、原則アルバイトは認めない。ただし、保護者から担任への申し出があれば、許可することもある。
 - (4) アルバイト許可願を提出する。
※保護者の同意、事業所の同意、担任、生活指導係、教頭からの承認をもらい、校長が許可をする。
 - (5) 高校生に相応しい事業所である。
※相応しい事業所
ファストフード店、販売業(コンビニエンスストアやスーパー等)、ガソリンスタンド、郵便局、運送業、仕分け業務、皿洗い、新聞配達等
※居酒屋やカラオケボックス等アルコールに関する接客業は認めない
 - (6) 労働時間は午前7時から午後8時までの間とする。
- ※1 許可を受けているアルバイト先(事業所)が変更になった場合は、必ず届け出ること。
※2 許可なくアルバイトをした場合(無許可アルバイト)は、特別指導の対象とする。
※3 アルバイトをやめた際は、アルバイト係に申し出るようにする。

5 登下校における公共交通機関等の利用マナーについて

- (1) 他の人の迷惑となるような行為はしない。(大声を出す・お店の前に溜まる・横入りなど)
- (2) バスを利用する生徒は、公共交通機関が示す利用マナーを遵守すること。
- (3) 混雑時など座席を独占しない。

6 個人情報の取扱いに関する注意事項と SNS 等への掲載(アップロード)の禁止について

- (1) 自分の個人情報を安易に掲載しない。
- (2) 個人情報を強要しない。
- (3) 自分以外の人物の個人情報を掲載しない。

※ 掲載とは、不特定多数の人の目に
触れる場所に置くことを指す。

- (4) 個人及び特定の集団に対して、名誉棄損にあたる誹謗・中傷を掲載しない。
- (5) 撮影の許可を得ずに、人物や施設の写真・映像を撮らない。
- (6) 録音の許可を得ずに、会話や歌声、施設内の音声等を録音しない。
- (7) 撮影の許可を得た写真・映像であっても、掲載する場合は、映り込んでいる全員及び施設の掲載許可を得る。
- (8) 校内及び校外の学校教育活動において、撮影の許可を得て撮影した写真・映像(授業風景、校舎、生徒会活動、部活動、修学旅行等の写真・映像)を校長の許可なく、掲載しない。
- (9) 録音の許可を得た音声等であっても、掲載する場合は、音源に入り込んでいる全員の許可を得る。
- (10) 学校及び進学先・就職先から送られた書類・通知のうち、第三者への公開を想定していないもの(通知表や督促状、検定結果、内定・不合格通知等の進路先からの重要書類等)を掲載しない。
- (11) 個人情報の情報のやり取りであっても、スクリーンショットやダウンロード、録音によってコピーされ、または悪意ある改変がなされて再配布され、結果的に刑事事件に発展したり、民事訴訟となって損害賠償や謝罪金の支払いとなったりする可能性が高いことを理解しておくこと。

個人情報とは、下に例示してあるような、個人が特定される情報、直接的または間接的に識別ができる情報全体をさす。

<例>

- ・氏名(あだ名やニックネームも含む) ・住所 ・性に関すること
- ・生年月日(年齢) ・所属(学校や部活動、私塾、サークル等)
- ・身体的特徴(身長や体重、髪型、人種等) ・肖像(写真・図画) ・会話等の音声
- ・マイナンバー等の識別番号
- ・連絡できるような携帯電話番号・メールアドレス・アカウント・ID等
- ・家族のこと ・これまでの生育環境 ・交友関係 など